

カリフォルニア大学からの ★交換留学生★

シリーズ17 - 男女共同参画社会実現に向けて -

男女共同参画社会基本法が

施行されました

都留市女性プラン推進委員会

男女が対等なパートナーとして、社会に参画することを目的とした男女共同参画社会基本法が平成十一年六月十五日衆参両院とも全会一致で可決成立し、六月二十三日から施行されました」となりました。

今回は、この基本法について簡単に触れさせていただきます。

この法律では、性別役割分業がもたらす男女の関係の僵直化を真っ向から切り込んだなど、内容面で相当に斬新なものがあり、まだ「男女共同参画社会の形成」あたって「積極的改善処置」すなわちボンバー・ツーショットを取ることを記載し、施行により社会が大きく変わって行く期待を抱かせるものとなつてきました。

①男女が性別による差別的取り扱いを受けないと男女の人権の尊重

②社会における制度または慣習についての配慮

③政策などの立案および決定への共同参画

④家庭生活における活動とほかの活動の両立

⑤国際的協調

を掲げています。このことは男女共同参画社会が「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあるある分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができる、かつ、共に責任を追つべき社会」であるとの明確な位置付けを持つたこととなります。

さりだり、男女アンドギーが根強いこの国で、男女共生を目指した法律が施行されたことは、社会環境によるところもあると考えられます。時代は、大きな変換の時になります。

もう二十一世紀は、目前です。新世纪が男女共同参画社会の進展の時代となるより、市民の皆さんと共に手を取り進んで行きたいと思います。

都留市では、女性プラン推進委員会を中心となつて、男女共同参画社会実現のため数々の催しを実施しています。市民の皆さんとの参加、ご協力を願っています。

まもなく日本を発つ日がやってきますが、ここで体験したことを無駄にせず、今後につなげていきたいと思っています。

本当にありがとうございます、都留!

優しい都留の人々
ヤセミン・ユスフォフ

